

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月24日

【会社名】 株式会社旅工房

【英訳名】 TABIKOBO Co. Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 高山 泰 仁

【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

【電話番号】 03-5956-3044

【事務連絡者氏名】 執行役員コーポレート本部長 岩 田 静 絵

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

【電話番号】 03-5956-3044

【事務連絡者氏名】 執行役員コーポレート本部長 岩 田 静 絵

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社旅工房大阪支店  
(大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号)

## 1【提出理由】

当社は、2021年6月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月23日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経営環境の変化に対応するため、今後の事業展開及び事業内容の多様化を勘案し、定款第2条（目的）を変更するものです。変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示しております。）

変更前	変更後
<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(3) 条文省略 <u>(4) 損害保険代理業</u> <u>(5) 生命保険の募集に関する業務</u> <u>(6) 飲食業の経営、企画及び管理</u> <u>(7) 飲食業に関するコンサルティング業</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(8) 演劇、演芸、映画、音楽、及びスポーツに関するチケット、書籍・絵葉書の取次販売</u> <u>(9) 音楽、映画、演劇、公演の制作及びその請負と興行並びにその施設の運営、請負</u> <u>(10) ラジオ、テレビ放送番組、コマーシャル、コマーシャルソングの企画、制作、請負並びに著作権事業</u> <u>(11) 音声、映像のソフトウェア(ディスク、テープ、フィルム)書籍の企画、制作、製造、販売、貸与並びに著作権事業</u> <u>(12) ビデオテープ、レコード、CD、DVD、旅行用品、写真、ポジフィルム、スポーツ用品等のレンタル及び販売</u> <u>(13) 芸能タレント、音楽家、映画監督、脚本家、演出家、スポーツ選手、文化人等の育成並びにマネジメント</u> <u>(14) キャラクター商品の企画、販売並びに使用せしめる権利の管理</u></p>	<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(3) 現行のとおり (第2条第8号に移設) (第2条第9号に移設) (第2条第10号に移設) (第2条第11号に移設し変更) <u>(4) 電気通信事業法による通信事業者の代理店業務及び電気通信事業法に規定する通信回線利用加入顧客の斡旋</u> <u>(5) インターネットを利用した情報提供サービスの運営、並びに宿泊施設、観光施設、飲食店、各種イベント等の予約の代理、媒介又は取次業務</u> <u>(6) インターネットを利用した各種商品の販売並びにEC（電子商取引）サイトの開設及び運営</u> <u>(7) 各種カタログギフトの通信販売及びこれらの仲介、代行業</u> (第2条第19号に移設) (第2条第20号に移設) (第2条第21号に移設) (第2条第22号に移設) (第2条第23号に移設) (第2条第24号に移設) (第2条第25号に移設)</p>

変更前	変更後
(15) 不動産の売買、交換、賃貸借及び管理並びにこれらの代理、媒介、仲介及びコンサルティング	(第2条第26号に移設し変更)
(16) 古物の売買	(第2条第27号に移設)
(17) Webサイトの企画、制作、管理、運営	(第2条第28号に移設)
(18) ソフトウェアの企画、設計、開発、保守、運用	(第2条第29号に移設)
(19) コンピュータシステムの企画、設計、開発、保守、運用	(第2条第30号に移設)
(20) 前各号に付帯する一切の業務	(第2条第39号に移設し変更)
(変更前定款第2条第4号より移設)	(8) 損害保険代理業
(変更前定款第2条第5号より移設)	(9) 生命保険の募集に関する業務
(変更前定款第2条第6号より移設)	(10) 飲食業の経営、企画及び管理
(変更前定款第2条第7号より移設し変更)	(11) 飲食業に関するコンサルティング
(7) 飲食業に関するコンサルティング業	(12) 旅行及び観光地に関する情報提供並びにセミナーの企画及び運営
(新設)	(13) インターネットを利用したオンライン上の旅行・ツアー等の企画及び運営
(新設)	(14) 各種催事、会議、商談会、セミナー、研修等の企画、仲介及び運営
(新設)	(15) 貸会議室、事務スペース等の提供及び運営
(新設)	(16) 各種商品及びサービスの販路開拓、販売促進、販売・代理店業及び販売業務の外部受託業務
(新設)	(17) 健康診断、検診及び検査等医療サービスに関する情報の提供及びこれらの予約の代理、媒介又は取次業務
(新設)	(18) 旅館業法に基づく、旅館・簡易宿所・ホテルの経営、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業その他宿泊施設の経営及び住宅宿泊事業法に基づく、住宅宿泊事業
(変更前定款第2条第8号より移設)	(19) 演劇、演芸、映画、音楽、及びスポーツに関するチケット、書籍・絵葉書の取次販売
(変更前定款第2条第9号より移設)	(20) 音楽、映画、演劇、公演の制作及びその請負と興行並びにその施設の運営、請負
(変更前定款第2条第10号より移設)	(21) ラジオ、テレビ放送番組、コマーシャル、コマーシャルソングの企画、制作、請負並びに著作権事業
(変更前定款第2条第11号より移設)	(22) 音声、映像のソフトウェア(ディスク、テープ、フィルム)書籍の企画、制作、製造、販売、貸与並びに著作権事業
(変更前定款第2条第12号より移設)	(23) ビデオテープ、レコード、CD、DVD、旅行用品、写真、ポジフィルム、スポーツ用品等のレンタル及び販売
(変更前定款第2条第13号より移設)	(24) 芸能タレント、音楽家、映画監督、脚本家、演出家、スポーツ選手、文化人等の育成並びにマネジメント
(変更前定款第2条第14号より移設)	(25) キャラクター商品の企画、販売並びに使用せしめる権利の管理

変更前	変更後
(変更前定款第2条第15号より移設し変更) <u>(15) 不動産の売買、交換、賃貸借及び管理並びにこれらの代理、媒介、仲介及びコンサルティング</u>	<u>(26) 不動産の売買、交換、賃貸借及び管理並びにこれらの代理、媒介、仲介</u>
(変更前定款第2条第16号より移設)	<u>(27) 古物の売買</u>
(変更前定款第2条第17号より移設)	<u>(28) Webサイトの企画、制作、管理、運営</u>
(変更前定款第2条第18号より移設)	<u>(29) ソフトウェアの企画、設計、開発、保守、運用</u>
(変更前定款第2条第19号より移設)	<u>(30) コンピュータシステムの企画、設計、開発、保守、運用</u>
(新設)	<u>(31) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業</u>
(新設)	<u>(32) 労働者派遣事業</u>
(新設)	<u>(33) 再就職支援事業</u>
(新設)	<u>(34) 人材コンサルティング、人材育成の教育研修事業</u>
(新設)	<u>(35) 投資業</u>
(新設)	<u>(36) 経営コンサルティング並びに資産運用及び管理に関するコンサルティング</u>
(新設)	<u>(37) 総務、経理、人事労務その他の事務等の受託代行業務</u>
(新設)	<u>(38) 前各号に付帯するコンサルティング業務</u>
(変更前定款第2条第20号より移設し変更) <u>(20) 前各号に付帯する一切の業務</u>	<u>(39) 前各号に付帯または関連する一切の業務</u>

第2号議案 取締役1名選任の件

菅野章氏を取締役に選任するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	31,330	73	141	(注)1	可決
第2号議案 取締役1名選任の件	36,500	113	13	(注)2	可決

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。  
3. 賛成(反対)率は、パーセントの小数点第3位を四捨五入しています。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主の議決権のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。